



平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



意見書 (5)

平成22年11月4日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天 野 勝 介

同 滝 口 広 子

同 志 和 謙 祐

【担当】 同 若 井 大 輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立人による平成22年10月29日付上申書別紙調停条項案（以下「本調停条項案」といいます。）につき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

第1 本調停条項案「2 債務の弁済方法」につき

1 弁済期間について

本調停条項案「2・(1)ウ」においては、最終弁済を平成46年3月30日に行うものとされているところ、これは現状の約定弁済期限と同一のものとな

っている（甲11、甲12）。

そこで、申立人において、最終弁済に至るまでの期間を、更に短縮することができないか検討されたい。

2 売上高増加等の事情変更について

申立人は、平成22年10月14日付主張書面1「第4・2」において、「収益力を増強するために、箕面市駅前駐車場等の従前相手方より受託していた指定管理事業や同種の新規事業の獲得や、箕面市萱野地区における駐車場運営受託事業や土地活用のコンサルティング事業等の新規受注に注力することを企図している」と主張する。しかしながら、これらの新規事業等による収益力の増加に関しては、調停条項案別紙弁済計画表の前提となる申立人の事業計画（甲16）の中では、考慮されていない。これらが、現実化し、申立人の売上高が事業計画を上回るなどした結果、申立人の内部留保金が増大したような場合であっても、なお、本調停条項案「2（1）イ 分割弁済案」が維持されるところについては、必ずしも合理性があるとは考えがたい。

そこで、申立人において、売上高等が上記事業計画を上回り、相手方が、内部留保金額が相当額に達したと判断した場合には、本調停条項案において定める弁済計画に基づく弁済に加えて、具体的な弁済金額・方法等についてはその都度協議をした上追加で弁済をすることとする点、検討されたい。

第2 本調停条項案「3 出資」につき

1 出資の金額について

本調停条項案「3」においては、債務超過額約金5億3925万円に対して、出資の履行として金5億4000万円を払い込むこととされている。

この点、第三セクター等の抜本的改革の推進等に関する指針「第2・4 債務調整を伴う処理策」においては、「債権調整に当たっては、…法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協

議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である」とされている。

そこで、上記各準則を見るに、法的整理の場合を除き、概ね、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に実質的な債務超過を解消すべきものとされている(例えば、私的整理に関するガイドライン「7.(2)」、RCC企業再生スキーム「7.(2)」、事業再生ADR省令第13条第2項第1号等)。

そこで、以上の点をふまえ、相手方にとってより合理的な出資額がありえないか、検討されたい。

2 株式の種類について

本調停条項案「3」においては、いかなる種類の株式を発行する予定なのかは明らかにされていないが、いかなる種類の株式が発行されるのかは、相手方にとって、重要な問題である。

この点、相手方としては、出資者たる相手方にとって、将来の出資金の回収可能性について、より有利な取得請求権付株式とすることを希望するので、検討されたい。

第3 本調停条項案「4 財産及び損益の状況の報告」につき

本調停条項案「4」においては、申立人は、相手方に対して、年に2回の財産及び損益の状況の報告をすることとされ、また、相手方からの請求があれば、申立人は会計帳簿を閲覧、謄写させることとされている。

しかるに、相手方が、申立人の財務状況を知るためには、これに加えて、更に次のような約定が存在することが望ましいと思料するので、採用の可否を検討されたい。

- ① 申立人・相手方間の金銭消費貸借・代物弁済予約付抵当権設定契約書第6条各号に規定する事由(期限の利益喪失事由)が発生した場合、または発生

するおそれがある場合には、直ちにその旨を相手方に報告するとともに、人件費も含めた経費削減策等について、相手方と協議し、その承認を得ること。

② 新規事業への進出及び現行事業からの撤退等、申立人の財産、経営又は業況について、重大な変化が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、直ちにその旨を相手方に報告するとともに、人件費も含めた経費削減策や事業方針・内容等について、相手方と協議し、その承認を得ること。

③ 申立人は、役員報酬を含む人件費について、本特定調停成立日が属する決算期における金額より増加させる場合は、相手方と協議し、その承認を得ること。

第4 本調停条項案「5 本調停条項案に定めなき事項」につき

本調停条項案「5」においては、本調停条項案に定めなき事項については、本件債務1及び本件債務2に関する各金銭消費貸借契約の定めに従うものとする
とされている。各金銭消費貸借契約の定めのうち、特定調停成立後も、効力を有する条項がいずれになるのか、明らかにされたい。

以上